

一般職の常勤職員の給料月額等の推移

301004第2回特別職報酬等審議会
資料2

各年4月1日(平成17年のみ7月1日)現在

平成 年	一般行政職の 給料月額	前年比	平成17年 との比較	職員の 平均年齢	平成17年 との比較	一般行政職		初任給(大学卒)		初任給(高校卒)		山形県人事委員会勧告 (月例給に係る内容のみ)
						初任給額	前年比	初任給額	前年比	初任給額	前年比	
平成 17 年	315,676 円	—	—	40.8	—	170,700 円	—	138,800 円	—	—	—	すべての級の給料月額を同率 で引下げ(改定率0.3%)
平成 18 年												なし
平成 19 年	319,700 円	101.27%	101.27%	41.6	101.96%	170,200 円	99.71%	138,400 円	99.71%	99.71%	99.71%	初任給を中心に若年層に限定 した引上げ(平均改定率 0.06%)
平成 20 年	318,000 円	99.47%	100.74%	41.8	102.45%	172,200 円	101.18%	140,100 円	101.23%	100.94%	100.94%	なし
平成 21 年	316,500 円	99.53%	100.26%	42.1	103.19%	172,200 円	100.00%	140,100 円	100.00%	100.94%	100.94%	人事院勧告に準じて給料月額 を引下げ(平均改定率▲0.2%)
平成 22 年	317,700 円	100.38%	100.64%	42.5	104.17%	172,200 円	100.00%	140,100 円	100.00%	100.94%	100.94%	①人事院勧告に準じて給料月 額を引下げ(平均改定率▲ 0.1%) ②55歳を超える職員につい て、給料・管理職手当を一定 率で減額(減額率▲1.5%)
平成 23 年	315,973 円	99.46%	100.09%	42.4	103.92%	172,200 円	100.00%	140,100 円	100.00%	100.94%	100.94%	なし
平成 24 年	319,900 円	101.24%	101.34%	43.0	105.39%	172,200 円	100.00%	140,100 円	100.00%	100.94%	100.94%	なし
平成 25 年	317,377 円	99.21%	100.54%	42.8	104.90%	172,200 円	100.00%	140,100 円	100.00%	100.94%	100.94%	なし
平成 26 年	320,759 円	101.07%	101.61%	43.2	105.88%	172,200 円	100.00%	140,100 円	100.00%	100.94%	100.94%	人事院が勧告した棒給表に準 じたうえで、各号給の額に、 本年の公民格差を踏まえた一 定の率を乗じて得た額に改定 (平均改定率0.21%)
平成 27 年	321,843 円	100.34%	101.95%	43.2	105.88%	178,400 円	103.60%	145,500 円	103.85%	104.83%	104.83%	人事院が勧告した棒給表に準 じたうえで、各号給の額に、 本年の公民格差を踏まえた一 定の率を乗じて得た額に改定 (平均改定率0.19%)
平成 28 年	321,572 円	99.92%	101.87%	43.2	105.88%	180,700 円	101.29%	147,900 円	101.65%	106.56%	106.56%	人事院が勧告した棒給表に準 じたうえで、各号給の額に、 本年の公民格差を踏まえた一 定の率を乗じて得た額に改定 (平均改定率0.10%)
平成 29 年	322,883 円	100.41%	102.28%	43.3	106.13%	182,100 円	100.77%	149,300 円	100.95%	107.56%	107.56%	なし
平成 30 年	323,029 円	100.05%	102.33%	43.4	106.37%	182,100 円	100.00%	149,300 円	100.00%	107.56%	107.56%	なし

(「人事行政の運営等の状況及び給与・定員管理等のあらまし」より)

山形県内22町村 ラスパイレス指数の状況(一般行政職)

	平成29年		前年比	平成28年	
	4月1日	県内順位		4月1日	県内順位
山辺町	99.7	7	△ 0.5	100.2	3
中山町	100.9	2	1.9	99.0	8
河北町	98.1	14	△ 0.5	98.6	12
西川町	98.4	12	△ 1.8	100.2	3
朝日町	100.8	3	0.7	100.1	5
大江町	96.3	21	0.3	96.0	20
大石田町	98.4	12	△ 0.5	98.9	9
金山町	97.8	17	0.6	97.2	17
最上町	100.5	4	0.2	100.3	2
舟形町	99.8	6	1.1	98.7	11
真室川町	97.9	16	△ 0.2	98.1	14
大蔵村	99.2	9	△ 0.1	99.3	7
鮭川村	101.9	1	1.3	100.6	1
戸沢村	98.9	10	0.6	98.3	13
高畠町	99.4	8	△ 0.1	99.5	6
川西町	98.6	11	1.1	97.5	16
小国町	95.1	22	0.7	94.4	22
白鷹町	98.0	15	0.4	97.6	15
飯豊町	99.9	5	1.0	98.9	9
三川町	97.3	19	0.9	96.4	18
庄内町	96.6	20	0.5	96.1	19
遊佐町	97.5	18	1.8	95.7	21

平成18年6月執行の選挙以降の庄内町議会議員の変遷

選挙日 ①当年6月末日人口 ②当日有権者数(平成 30年は選挙時選挙 人名簿登録者数)	議員 定数 (人)	立候補 者数 (人)	平均年 齢(歳) ※上段は 立候補 者、下段 は当選者	年齢別人数(人) ※上段は立候補者、下段は当選者				男女別人数(人) ※上段は立候補 者、下段は当選者		摘 要
				40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳 以上	男	女	
平成18年 6月25日 ① 24,756人 ② 19,985人	20	26	55.73 56.40	6 4	12 9	8 7	0 0	23 18	3 2	平成19年3月 1名死去 平成21年6月執行の定員1名 による補欠選挙に1名(女)が 立候補し無投票当選
平成22年 6月20日 ① 23,716人 ② 19,338人	18	19	56.95 56.50	4 4	6 6	9 8	0 0	15 14	4 4	
平成26年 6月22日 ① 22,553人 ② 18,606人	16	18	58.72 59.69	2 1	8 7	7 7	1 1	15 13	3 3	平成29年3月 1名辞職 平成29年6月執行の定員1名 による補欠選挙には立候補者 なし
平成30年 6月24日 ① 21,498人 ② 18,571人	16	15	61.87	1	5	6	3	13	2	定数に1名満たず

○庄内町特別職に属する者の給与に関する条例(抜粋)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職に属する者（以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(町長等の給与)

第2条 町長、副町長及び教育長（以下「町長等」という。）に対しては、給料及び期末手当を支給する。

2 前項の給料の額は、別表第1のとおりとする。

3 前項に定めるもののほか、第1項の規定により支給する給与の額及び支給方法については、庄内町一般職の職員の給与に関する条例（平成17年庄内町条例第50号。以下「一般職の条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職の条例第25条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「町長等の受けるべき給料月額に100分の40を乗じて得た額を当該給料月額に加算した額」と、「100分の125」とあるのは「100分の150」と、「100分の135」とあるのは「100分の160」とする。

(議会の議員の議員報酬等)

第3条 議会の議員に対しては、議員報酬及び期末手当を支給する。

2 前項の議員報酬の額は、別表第2のとおりとする。

3 第1項の期末手当の額及び支給方法については、一般職の職員の例による。ただし、一般職の条例第25条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「議会の議員の受けるべき議員報酬月額に100分の40を乗じて得た額を当該議員報酬月額に加算した額」と、「100分の125」とあるのは「100分の150」と、「100分の135」とあるのは「100分の160」とする。

(非常勤の職員の報酬)

第4条 非常勤の職員（議会の議員を除く。以下同じ。）に対しては、報酬を支給する。ただし、町長等を兼ねる非常勤の職員については、報酬を支給しない。

2 前項の報酬の額は、別表第3のとおりとする。

～ (略) ～

別表第1（第2条関係）

職名	給料月額
町長	704,000円
副町長	579,000円
教育長	557,000円

別表第2（第3条関係）

職名	議員報酬月額
議長	292,000円
副議長	239,000円
議員	215,000円

別表第3（第4条関係）

職名		区分	報酬額
教育委員会委員		年額	239,000円
農業委員会	会長	年額	490,000円
	委員	年額	239,000円
監査委員	代表委員	月額	55,000円
	委員	月額	31,000円
選挙管理委員会	委員長	年額	132,000円
	委員	年額	107,000円
	補充員	日額	5,500円
固定資産評価審査委員会委員		日額	5,500円
選挙長		日額	10,600円
投票管理者		日額	12,600円
投票立会人		日額	10,700円
開票管理者		日額	10,600円
開票（選挙）立会人		日額	8,800円
期日前投票所の投票管理者		日額	11,100円
期日前投票所の投票立会人		日額	9,500円
消防団	団長	年額	142,000円
	副団長	年額	95,000円
	分団長	年額	74,000円
	副分団長	年額	56,000円
	部長	年額	43,000円
	班長	年額	37,000円
	機関員（自動車）	年額	30,000円
	機関員（手引可搬）	年額	25,000円
	団員	年額	19,000円
行政区長		年額	130,000円 外取扱1世帯につき830円
交通指導員		日額	1,640円
防災会議委員		日額	5,500円
国民保護協議会委員		日額	5,500円
交通安全対策会議委員		日額	5,500円
情報公開・個人情報保護審査会委員		日額	5,500円
特別職報酬等審議会委員		日額	5,500円
専門委員		日額	7,500円
広報委員		年額	70,000円

行政改革推進委員会委員	日額	5,500円
男女共同参画社会推進委員会委員	日額	5,500円
振興審議会委員	日額	5,500円
統計調査員	統計調査ごとに定める額	
町営風力発電所電気主任技術者	月額	40,000円
新エネルギー推進委員会委員	日額	5,500円
環境保全協議会委員	日額	5,500円
介護認定審査会	委員（医師）	日額 17,400円
	委員（医師以外の者）	日額 12,000円
障害支援区分認定審査会	委員（医師）	日額 17,400円
	委員（医師以外の者）	日額 12,000円
民生委員推薦会委員	日額	5,500円
国民健康保険運営協議会委員	日額	5,500円
保健医療福祉推進委員会委員	日額	5,500円
予防接種健康被害調査委員会委員	日額	5,500円
子ども・子育て会議委員	日額	5,500円
身体障害者相談員	年額	24,500円
知的障害者相談員	年額	24,500円
町営住宅管理人	年額	17,000円以内
町営住宅集会所管理責任者	年額	12,500円以内
町営住宅入居審査委員会委員	日額	5,500円
都市計画審議会委員	日額	5,500円
農業生産委員	年額	40,000円 外取扱1農家につき305円
鳥獣被害対策実施隊員	年額	3,000円以内
	作業の内容ごとに定める額	
農業総合振興協議会委員	日額	5,500円
和解の仲介委員	日額	5,500円
農業構造政策推進会議委員	日額	5,500円
林業構造改善事業協議会委員	日額	5,500円
町嘱託医	保育園嘱託医	年額 60,000円以内
	幼稚園医	年額 78,000円以内
	幼稚園歯科医	年額 78,000円以内
	幼稚園眼科医	年額 30,000円以内
	幼稚園耳鼻科医	年額 30,000円以内
	小学校医	年額 176,000円以内
	小学校歯科医	年額 176,000円以内

	小学校眼科医	年額	116,000円以内
	小学校耳鼻科医	年額	116,000円以内
	中学校医	年額	185,000円以内
	中学校歯科医	年額	185,000円以内
	中学校眼科医	年額	137,000円以内
	中学校耳鼻科医	年額	137,000円以内
	産業医	年額	178,000円以内
町嘱託薬剤師	幼稚園薬剤師	年額	30,000円以内
	小学校薬剤師	年額	50,000円以内
	中学校薬剤師	年額	53,000円以内
図書館長		年額	222,000円
公民館長		年額	222,000円
スポーツ推進委員		年額	54,000円
社会教育推進員		年額	91,000円
青少年育成推進員		年額	19,100円
外国語指導助手		月額	330,000円以内
教育相談専門員		月額	230,000円以内
部活動指導員		月額	44,800円以内
いじめ問題専門調査委員会委員		日額	17,400円
いじめ重大事態再調査委員会委員		日額	17,400円
社会教育委員		日額	5,500円
図書館協議会委員		日額	5,500円
スポーツ推進審議会委員		日額	5,500円
文化の森建設委員会委員		日額	5,500円
文化財保護審議会委員		日額	5,500円
上記以外の町の公の施設の管理人		月額	107,000円以内

山形県内町村における町内会議等に対する費用弁償の状況

町村名	町内会議等における費用弁償額（円/回）			備考
	議長	副議長	議員	
川西町	-	-	-	規定なし
朝日町	-	-	-	規定なし
三川町	900	800	800	
河北町	-	-	-	規定なし
舟形町	-	-	-	規定なし
真室川町	-	-	-	規定なし
大蔵村	召集権者が村長と協議して定めた額			※車賃(30円/km)のみ支給
鮭川村	召集権者が村長と協議して定めた額			※10年程前から支給していない
戸沢村	-	-	-	規定なし
高畠町	車賃のみ支給			300～1,100円※運用により規定
白鷹町	-	-	-	規定なし
飯豊町	-	-	-	規定なし
金山町	-	-	-	規定なし
西川町	-	-	-	規定なし
大江町	-	-	-	規定なし
庄内町	1000～1500	1000～1500	1000～1500	隣接区域まで1千円
小国町	-	-	-	日当(町内旅行)として1,600円支給
遊佐町	-	-	-	規定なし
山辺町	-	-	-	規定なし
中山町	-	-	-	規定なし
最上町	-	-	-	規定なし
大石田町	-	-	-	規定なし

総務課総務係調べ
(各町村の特別職旅費条例等による)